

厚木市急傾斜地安全対策工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内におけるがけ崩れの防止及び災害による被害の復旧に係る工事を促進することにより、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、本市が目指す災害に強いまちづくりを推進するため、当該工事に係る費用の一部を補助することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然がけ 自然の力により形成されたがけ（切土、盛土等が行われたがけであっても、その後自然の力により変形等が加わり自然がけと見分けがつかないもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第12条第1項に規定する都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事を実施したものを含む。）をいう。
- (2) 人工がけ 切土、盛土、構造物の設置等が行われたがけをいう。
- (3) 危険がけ 自然がけ又は人工がけで、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 高さが2メートル以上であるもの
 - イ 斜度が30度以上のもの
 - ウ がけの下端又は上端からがけの反対側へ向かい、がけの高さの2倍に相当する水平距離の範囲内に家屋又は道路があるもの
- (4) 家屋 現に居住用として使用している建物をいう。
- (5) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路をいう。

(補助対象土地)

第3条 この要綱による補助の対象とする土地（以下「補助対象土地」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、急傾斜地法第12条第1項に基づき神奈川県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る工事が計画されている区域に属する土地を除く。

- (1) 急傾斜地法第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域に属する土地
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域として指定された区域に属する土地
- (3) 土砂災害防止法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域として指定された区域に属する土地
- (4) がけ崩れの危険がある又は既にがけ崩れが発生した危険がけを含む土地

(5) 前各号に規定する土地と同等の危険があると市長が認める土地
(補助対象工事)

第4条 この要綱による補助の対象とする工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象土地において、災害の防止又は復旧のために、自然がけ又は人工がけに対して行う次に掲げる工事とする。

- (1) コンクリート擁壁
- (2) ブロック積擁壁
- (3) コンクリート張り
- (4) のり枠
- (5) コンクリート吹付け
- (6) コンクリート土留柵
- (7) 落石防護柵
- (8) 土のう積み
- (9) 切土
- (10) 前各号に付帯する側溝、収水ます又は排水管
- (11) 立木伐採

(補助対象者)

第5条 この要綱による補助の対象とするものは、次の各号のいずれかに該当するもので、市税を滞納していないものとする。

- (1) 補助対象土地の所有者
- (2) 補助対象土地の所有者から工事の承諾を得たもの

(補助額)

第6条 補助金の額は、自然がけにあつては補助対象工事に要する費用の2分の1以内の額、人工がけにあつては補助対象工事に要する費用の3分の1以内の額（立木伐採にあつては、2分の1以内の額）とし、300万円（立木伐採にあつては、100万円）を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(申請の添付書類等)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、必要に応じて関係機関と協議を行い、厚木市急傾斜地安全対策工事補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象土地の位置図
- (2) 延長等施工範囲を明示した平面見取図
- (3) 傾斜角等を明示した断面見取図
- (4) 公図の写し及び土地登記事項証明書
- (5) 現況写真

- (6) 工種、内訳及び数量を記載した見積書（写し）
- (7) 補助対象土地の所有者から工事の承諾を得たものが申請する場合にあっては、補助対象土地の所有者の同意書
- (8) 当該申請に係る工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項に規定する許可を受ける場合にあつては、許可通知書（写し）
- (9) 当該申請に係る工事が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受ける場合にあつては、確認済証（写し）
- 2 同一補助対象土地に係る立木伐採を補助対象工事とする補助金の交付申請は、前回の申請日から起算して1年を経過した日以後でなければ申請できないものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付の申請を受けたときは、書類を審査の上、適当と認めたものについて、交付を決定するものとする。この場合において、市長は、補助に条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに厚木市急傾斜地安全対策工事補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定通知を受けた後において、工事の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、厚木市急傾斜地安全対策工事変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、審査の上、適当と認めるものについて、厚木市急傾斜地安全対策工事変更・中止・廃止承認通知書（第4号様式）によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

（完了届の提出）

第10条 交付決定者は、工事完了後、厚木市急傾斜地安全対策工事完了届（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了後の延長等施工範囲を明示した平面見取図
- (2) 工事完了後の工事内容等を明示した断面見取図
- (3) 工事完了後の写真
- (4) 工事費の請求書（写し）又は領収書（写し）

（完了検査）

第11条 市長は、前条の規定により完了届の提出を受けたときは、書類の審査及び現地調査等を行い、その完了届に係る補助金の交付決定及び補助条件に適合するものであるかどうかの完了検査を行わなければならない。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の規定による完了検査の結果、適正と認める場合は補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

附 則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。